

どくりつぎょうせいほうじんにほんげいじゅつぶんかしんこうかい  
独立行政法人日本芸術文化振興会における障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん たいおうようりょう  
推進に関する対応要領

へいせい ねん がつ にち  
平成28年3月23日

かいせい れいわ ねん がつ にち  
改正 令和 6年4月 1日

どくりつぎょうせいほうじんにほんげいじゅつぶんかしんこうかいりじちょうさいてい  
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

もくでき  
(目的)

だい じょう ようりょう しうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ  
第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

へいせい ほうりつだい ごう いか ほう だい じょうだい こう きてい もと  
(平成25年法律第65号。以下「法」という。) 第9条第1項の規定に基づ

き、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年

がつ にちかくぎけつい そく どくりつぎょうせいほうじんにほんげいじゅつぶんかしんこうかい いか  
3月14日閣議決定)に即して、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下

しんこうかい しょくいん ひじょうきん しょくいん ふく いか しょくいん  
「振興会」という。)の職員(非常勤の職員を含む。以下「職員」とい

てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ もくでき  
う。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

ふとう さべつときとりあつか きんし  
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ むまた じぎょう おこな  
第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行ふ

あ しようがい しんたいしようがい ちてきしようがい せいしんしようがい はつたつしようがいおよ こうじのう  
に当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳

きのうしようがい ふく た しんしん きのう しようがい なんびょうとう きいん  
機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等により起因する

しようがい ふく いか おな りゆう しようがいしゃ しようがいおよ  
障害を含む。)をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び

しゃかいてきしょうへき　けいぞくてき　にちじょうせいかつまた　しゃかいせいかつ　そうとう　せいげん　う  
社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける

じょうたい　い　か　おな　もの　ふとう　さべつてきとりあつか  
状態にあるもの。以下同じ。) でない者と不当な差別的取扱いをすることに

しょうがいしや　けんりりえき　しんがい　あ　しょくいん  
より、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、

べっし　さだ　りゅういじこう　りゆうい  
別紙に定める留意事項に留意するものとする。

ごうりてきはいりよ　ていきよう  
(合理的配慮の提供)

だい　じょう　しょくいん　ほうだい　じょうだい　こう　きてい　じ　む　また　じぎょう　おこなう  
第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行ふ

あ　しょうがいしや　げん　しゃかいてきしょうへき　じょきょ　ひつよう　むね　い　し  
に当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の

ひょうめい　ばあい　じっし　ともな　ふたん　かじゅう  
表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

しょうがいしや　けんりりえき　しんがい　とうがいしょうがいしや　せいべつ　ねんれい  
障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢

およ　しょうがい　じょうたい　おう　しゃかいてきしょうへき　じょきょ　じっし　ひつよう  
及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ

ごうりてき　はいりよ　い　か　ごうりてきはいりよ　ていきよう  
合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

あ　しょくいん　べっし　さだ　りゅういじこう　りゆうい  
これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

かんとくしや　せきむ  
(監督者の責務)

だい　じょう　しょくいん　どくりつぎょうせいほうじん　ほんげいじゅつぶん　かしんこうかいそしききていたい　じょう  
第4条 職員のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会組織規程第5条に

きてい　かちょうおよ　どうとういじょう　ち　い　もの　い　か　かんとくしや  
規定する課長及びこれと同等以上の地位にある者(以下「監督者」という。)

ぜん　じょう　かか　じこう　かん　しょうがい　りゆう　さべつ　かいしよう　すいしん  
は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進する

つぎ　かくごう　かか　じこう　じっし  
ため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1)　にちじょう　しつむ　つう　しどうとう　しょうがい　りゆう　さべつ　かいしよう　かん  
日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に關

かんとく　しょくいん　ちゅうい　かんき　しょうがい　りゆう　さべつ　かいしよう  
し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消

かん にんしき ふか  
に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、

くじょう もうしでとう ぱあい じんそく じょうきょう かくにん  
苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的  
はいりょ ていきょう てきせつ おこな しどう  
配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に  
たいしょ  
対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとう  
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょうがいしや たい ふとう さべつてきとりあつか  
第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担が

ごうりてきはいりょ ふていきょう ぱあい たいようどう  
ないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、

しょくむじょう ぎ む いはん また しょくむ おこた ぱあいとう がいとう ちょうかいしょぶんとう  
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に

ふ  
付されることがある。

そうだんたいせい せいび  
(相談体制の整備)

だい じょう しんこうかい おこな じ む また じぎょう しょうがい りゅう さべつ かん  
第6条 振興会が行う事務又は事業における、障害を理由とする差別に関する

しょうがいしやおよ かぞく た かんけいしや そうだんとう てきかく たいおう  
る障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、

そうむきかくぶ そうむか そうだんまどぐち お  
総務企画部総務課に相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

でんわ ふあつくす でんしめーる くわ しょうがいしや たにん  
ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人と

こみゅにけーしょん はかさい ひつよう たよう しゅだん かのう はんい ようい  
コミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して

たいおう 対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつ

かんけいしやかん じょうほうきょうゆう はか いご そうだんとう かつよう  
つ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

だい じょう りじちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん はか しょくいん  
第7条 理事長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に

たい ひつよう けんしゅう けいはつ おこな  
対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては障害を理由とする差別の解消に関する

きほんてき じこう りかい あら かんとくしゃ しょくいん  
基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に

たい しおがい りゆう さべつ かいしょうとう かん もと やくわり りかい  
対しては障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解

させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

3 前項の研修の内容、回数等の詳細は、別に定める。

4 前3項のほか、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や

ねんれいとう はいりょ しおがいしや てきせつ たいおう ひつよう  
年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの

かつようとう いしき けいはつ はか  
活用等により、意識の啓発を図るものとする。

ふそく  
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち せこう  
この要領は平成28年4月1日から施行する。

ふそく れいわ ねん がつ にちどくりつぎょうせいほうじんにほんげいじゅつぶんかしんこうかいりじちょうさいてい  
附 則 (令和6年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要領は令和6年4月1日から施行する。

どくりつぎょうせいほうじんにほんげいじゅつぶんかしんこうかい しょうがい りゆう さべつ  
独立行政法人日本芸術文化振興会における障害を理由とする差別の

かいしょう すいしん かん たいおうようりよう かか りゆういじこう  
解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた  
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい さ一びす  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス

かくしゅきかい ていきょう きよひ また ていきょう あ ばしょ じかんたい せいげん  
や各種機会の提供を拒否すること又は提供に当たって場所・時間帯などを制限

しうがいしゃ けんりりえき しんがい きんし くるまいす ほじょけん た  
すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付することなどにより、

しうがいしゃ けんりりえき しんがい きんし くるまいす ほじょけん た  
障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他

しえん き きとう りよう かいじょしゃ つきそ とう しゃかいてき しうがい さ  
の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の

りようとう りゆう おこな ふとう さべつてきとりあつか しうがい りゆう ふとう  
利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な

さべつてきとりあつか がいとう  
差別的取扱いに該当する。

しうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たつせい ひつよう とくべつ  
また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の

そち ふとう さべつてきとりあつか しうがいしゃ しうがいしゃ もの  
措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者

くら ゆうぐう とりあつか せつきよくてき かいぜん そち ほう きてい  
と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された

しうがいしゃ たい ごうりてき はいりよ ていきょうとう しうがいしゃ もの こと とりあつか  
障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い

ごうりてき はいりよ ていきょうとう ひつよう はんい ふら いばし はいりよ  
や、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ

しうがいしゃ しうがい じょうきょうとう かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ  
障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たら

ない。

ふとう さべつてきとりあつか  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題と  
じ む また じぎょう  
ほんしつてき かんけい  
なる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者よ  
ふり あつか  
てん りゅうい  
り不利に扱うことである点に留意する必要がある。

## だい せいとう りゅう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゅう そうとう  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・  
サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な  
もくべき もと おこな  
目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合  
しょくいん せいとう りゅう そうとう いな  
である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに  
せいとう りゅう かくだいかいしゃく  
正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の  
じあん しょうがいしゃ だいさんしゃ けんりえき あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはつせい  
事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、損害発生  
ぼうしどう およ しんこうかい じ む また じぎょう もくべき ないよう きのう い じとう かんてん かんが  
の防止等）及び振興会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑  
ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき きやっかんてき はんだん  
み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であ  
る。  
しょくいん せいとう りゅう はんだん ばあい しょうがいしゃ りゅう ていねい  
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に  
せつめい りかい え つと のぞ さい しょくいん  
説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と  
しょうがいしゃ そほう □ □たが あいて たちは そんちう そごりかい はか  
障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが  
もと 求められる。

## だい ふとう さべつてきとりあつか れい 第3 不正当な差別的取扱いの例

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんがえ れいおよ せいとう  
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当

りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんがえ れい い か  
な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下の

きさい ないよう れいじ れい  
とおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例

かぎ せいとう りゆう そうとう いな  
だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、

こべつ じあん ぜんじゅつ かんてんとう ふ はんだん ひつよう  
個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう ぱあい ごうりてきはいりよ  
正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮

ていきょう もと ぱあい べつと けんとう ひつよう りゅうい  
の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんがえ れい  
(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 障害があることを理由として、一律に振興会が主催する公演等への入場を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来場の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における障害者本人や第三者の

安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に

施設利用を拒否する。

- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。

- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- 手手続きを行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続きの意思等を確認する。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。) 第2条において

て、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権

及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な

変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、

均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、

その事務又は事業を行ふに当たり、個々の場面において、障害者から現に

しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう むね いし ひょうめい ぱあい  
社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、

じっし ともな ふたん かじゅう しょうがいしや けんりりえき しんがい  
その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害すること

しゃかいてきしょうへき じょきょ じっし ごうりてきはいりょ おこな  
とならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うこと

もと ごうりてきはいりょ しょうがいしや う せいげん しょうがい きいん  
を求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因する

しゃかい さまざま しょうへき あいいたい しょう  
ものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの

しゃかい も でる かんが かた ふ しょうがいしや けんり  
とのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利

りえき しんがい しょうがいしや こ こ ばめん ひつよう  
利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要として

しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう ごうりてき とりくみ じっし  
いる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に

ともな ふたん かじゅう  
伴う負担が過重でないものである。

ごうりてきはいりょ しんこうかい じ む また じぎょう もぐべき ないよう きのう て ひつよう  
2 合理的配慮は、振興会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要と

はんい ほんらい ぎょうむ ふすい かぎ しょうがいしや もの  
される範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との

ひかく どうとう きかい ていきよう う じ む また じぎょう  
比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業

もぐべき ないよう きのう ほんしつてき へんこう およ りゅうい ひつよう  
の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

ていきよう あ てん りゅうい うえ とうがいしょうがいしや げん お  
その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれ

じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき じょきょ しゅだんおよ ほうほう  
ている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、

とうがいしようがいしやはんにん いこう そんちよう だい かか ようそ こうりょ だいたいそ ち  
当該障害者本人の意向を尊重しつつに第5に掲げる要素を考慮し、代替措置

せんたく そっぽう けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき  
の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な

はんい じゅうなん たいおう ひつよう けんせつてきたいわ あ  
範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、

じょうがいしや しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう じつけんかのう たいおうあん  
障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を

障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努

めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために

普段講じている対策や、当該組織として対応可能な取組等を対話の中で共有

する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討し

ていくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容

は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的

配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものと

し、特に障害のある女性に対しては、障害があることに加えて女性であるこ

とも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮と

は別に、第4号に示す環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的な

コストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する

配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、

点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による

意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段

（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の

意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人

とう こみゅにけーしょん しえん もの ほんにん ほさ おこな いし ひょうめい ふく  
等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

いし ひょうめい こんなん しょうがいしや かぞく しえんしや かいじょしや ほうていだいりにん  
なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人

とうともな ばあい いし ひょうめい ばあい とうがいしょうがいしや  
等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者

しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう めいはく ばあい ほう しゅし  
が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に

かんが とうがいしょうがいしや たい てきせつ おも はいりよ ていあん けんせつてき  
鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的

たいわ はたら じしゅてき とりくみ ととのぞ  
対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

#### 4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる

けんちくぶつ ぱりあふりーか かいじょしやとう じんてきしえん じょうほう あくせしひりてい  
建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの

こうじょうとう かんきょう せいび きそ ここ しょうがいしや たい じょうきょう  
向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に

おう こべつ じっし そち かくばめん かんきょう せいび  
応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備

じょうきょう ごうりてきはいりよ ないよう こと しょうがい じょうたい  
の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態

とう へんか とく しょうがいしや かんけいせい ちようき ばあい  
等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合

とう ていきよう ごうりてきはいりよ てきぎ みなお おこな じゅうよう  
等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である

たすう しょうがいしや ちょくめん とう しゃかいてきしょうへき じょきょ  
る。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去すると

かんてん た しょうがいしやとう はきゅうこうか こうりょ かんきょう せいび  
いう観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を

おこな そだん ふんそうじあん じぜん ぼうし かんてん ごうりてきはいりよ ていきよう  
行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供

かん そだんたいおうとう けいき ないぶきせい まにゅあるとう せいどかいせいとう かんきょう  
に関する相談対応等を契機に、内部規制やマニュアル等の制度改正等の環境

せいび はか ゆうこう  
の整備を図ることも有効である。

## だい 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん きほんてき かんが かた  
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなど

ほう しゅし そこ こべつ じあん つぎ かか ようそとう こうりょ  
して法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮

ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき きやつかんてき はんだん ひつよう  
し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であ

しょくいん かじゅう ふたん あ はんだん ぱあい しょうがいしゃ りゆう ていねい  
る。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を丁寧

せつめい りかい え つと のぞ さい ぜんじゅつ  
に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述の

しょくいん しょうがいしゃ そうほう たが あいて たちば そんちょう  
とおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、

けんせつてきたいわ つう そごりかい はか だいたい そち せんたく ふく たいおう じゅうなん  
建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に

けんとう もと  
検討することが求められる。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なう  
か否か）

- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

- 費用・負担の程度

## だい 第6 合理的配慮の例

ごうりてきはいりょ れい  
合理的配慮の例としては、次に掲げるとおりである。

れい れいじ だい しめ ごうりてきはいりょ せいしつ  
なお、これらの例はあくまでも例示であり、第4で示した合理的配慮の性質を  
ふ ていきょう ないよう ぐたいてきばめん じょうきょう おう じゅうなん けんとう  
踏まえ、提供する内容は具体的場面や状況に応じて柔軟に検討するものであ

きさい れいいがい ごうりてきはいりょ がいとう  
ること、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること

りゅうい ひつよう  
に留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 段差がある場合には、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す、パンフレット等の位置を分かりやすく伝えるなどする。
- 高い位置のロッカーに荷物を入れることが困難な場合に、必要な補助をする。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合、補助犬を同伴している場合、字幕の見やすい席を希望する場合等には、会場の座席位置に配慮する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用い

て、分かりやすく案内し誘導を図る。

- 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求

めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、

障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等の

コミュニケーション手段やUDフォントへの変更等の工夫を用いる。

- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間で

ページ番号等が異なりることに留意して使用する。

- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応

できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

- 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい

記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮

を行なう。

- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩、二重否定表現などを用いずに

具体的に説明する。

○ 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容

が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避け

る、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するな

どの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

○ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は

聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な

進行を心がけるなどの配慮を行う。

○ 委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続

き順を入れ替える。

○ 立って列に並んで順番を待っている場合には、周囲の者の理解を得た上で、

当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○ 公演等への障害者の入場者が多数の場合は、開場時間前の場内への入場

や、通常の受付とは異なる入口の案内等の対応をする。

○ 振興会が実施する講座等において、スクリーン、手話通訳者、板書等がよく

見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

○ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- 駐車場等において、障害者の来場が多数見込まれる場合、通常、  
障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
  - 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じてモニターにより鑑賞可能な別室等を準備する。
  - 障害者又はその支援者等が、劇場施設の事前下見等を希望する場合に、必要なサポートを行う。
  - 障害者又はその支援者等が、公演等の内容を理解するための参考にするため筋書、パンフレット等を必要としている場合に、提供可能な資料の事前配布等を行う。
  - 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。  
また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまで例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断が必要であることに留意する。
- (合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 会場内の移動に際して支援を求める申し出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
  - 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続きが行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
  - 介助を必要とする障害者から、イベント等への参加に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、本人のみの参加をルールとしていることを理由として、参加者である障害者本人の個別事情等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
  - 自由席での開催を予定しているイベント等において、弱視の障害者からスクリーン等がよく見える席での参加を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。
- (合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)
- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることとの観点)

○ イベント等当日に、視覚障害のある者から職員に対し、会場内を付き添

って回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないこと

から対応を断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）

## 第7 留意点

別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、

法に反すると判断されることはないと判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84

号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれる

ことを意味する。